事　務　連　絡
平成２８年１２月９日

一般財団法人
日本尊厳死協会　御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

認定通知書

貴法人から平成２７年１２月２２日付けでされた、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第４条の認定に係る申請に対する結果を通知します。

本件担当
所属部署：内閣府大臣官房公益法人行政担当室
氏　　名：安瀬　紀子
電話番号：０３－５４０３－９８１６
ＦＡＸ：０３－５４０３－０５３０

府益担第１６１２号
平成２８年１２月９日

一般財団法人日本尊厳死協会
代表者　岩尾　總一郎　殿

内閣総理大臣
安倍　晋三

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
第４条の認定に係る申請に対する結果について

平成２７年１２月２２日付け貴法人の標記申請については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１号及び第８号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができないので、同法第４条の規定による認定をすることはできない。

なお、本処分は、公益認定等委員会答申（平成２８年１２月２日府益第１０９６号）を受けて行うものであり、処分の理由は同答申別紙２記載のとおりである。

（教示）

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。なお、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に内閣総理大臣に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に提起しなければならないこととされています。なお、当該決裁があったことを知った日から６か月以内であっても、当該裁決の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

府益第１０９６号
平成２８年１２月２日

内閣総理大臣
安倍　晋三　殿

公益認定等委員会
委員長　山下　徹

答申書

平成２８年１１月１８日付け府益担第１４６５号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙１記載の法人については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号。以下「認定法」という。）第５条第１号及び第８号に掲げる公益認定の基準に適合すると認めることができないので、不認定とするのが相当である。その理由の詳細は、別紙２記載のとおりである。

別紙１

１．法人コード：A024450

２．法人の名称：一般財団法人日本尊厳死協会

３．代表者の氏名：岩尾　總一郎

４．主たる事務所の所在場所
東京都文京区本郷二丁目２７番８号

別紙２

１　はじめに

一般法人からの公益認定の申請が認められるか否かは、当該法人からの申請内容を前提に、以下の点について審査を行うことにより判断されることになる。

・　当該法人が公益目的事業として申請する事業が、認定法第２条第４号に規定する「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるか（公益目的事業該当性）。

・　公益目的事業を行うことが当該法人の主たる目的であるか否かを始めとして、当該法人が認定法第５条各号に掲げられた公益認定の基準に適合するものであるか（公益認定基準適合性）。

なお、公益認定の審査に当たっては、あくまで現行法体系を前提に申請された内容を審査し、認定法の定める公益認定の基準に照らして、判断を行うものである[1]。

２　申請法人の目的

申請法人の公益認定申請書（以下「申請書」という。）によれば、申請法人が定款に掲げる目的は、次のとおりである。

（目的）

終末期における医療の選択の権利を守ることができる社会の実現をめざして、リビング・ウィルの理解と普及を図り、ひろく市民の人権の確立とその尊重に寄与すること

３　申請に係る公益目的事業

申請書に記載された申請法人の行う公益目的事業は、「公１　終末期における医療の選択の権利としてのリビング・ウィルの普及啓発等の事業」の１本である。当該事業は、以下の３つにより構成されている。申請書に記載された申請法人の公益目的事業比率は８５．４％である。

(1)　普及啓発事業
(2)　登録管理事業
(3)　調査研究及び提言事業

４　「登録管理事業」の公益目的事業該当性について

（１）申請法人が申請する公益目的事業のうち、「登録管理事業」とは、終末期における延命措置の中止等を希望する旨の意思を書面「尊厳死の宣言書（リビング・ウィル）」（以下、「リビング・ウィル」という。）で表明した者を会員として登録・管理するとともに、登録証を発行・交付する事業である。申請法人の資料によれば、当該法人は昭和５１年の創立以来、「登録管理事業」を行っており、平成２７年１１月末現在の登録者数は１１万８千人である。なお、当該「リビング・ウィル」の表明は、入会希望者が法人の指定する３つの要件を含む宣言書に同意し署名・提出することで登録される。

（２）本件申請に係る「終末期医療」についての社会を取り巻く状況をみると、生

[1]　公益認定の審査が現行法体系を前提とすることは、認定法という法律に基づくものである以上当然であるが、この点はまた、例えば認定法が、申請法人が事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に当該許認可等を受けていることを公益認定の前提としていること等にも表れている。

と死に対する考え方、終末期医療のあるべき姿に対する考え方、いわゆる「尊厳死」のとらえ方などは、個々人によって様々であり、社会的にも、多様な考え方が混在している現状である。

（３）終末期の患者の意思の扱い（終末期の患者が受ける医療にいかに反映させるか等）については、関係機関で研究が進められているほか、医療現場においても、厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」（平成１９年５月作成、平成２７年３月改訂）等に基づく実績が積み重ねられている。

一方で、終末期医療における延命措置の中止等について明確な法的位置づけがなされていない現状においては、医師等医療関係者は常にその行為が刑事上その他の責任に問われる可能性[2]を付度し、慎重な判断を求められているものと考えられる。

（４）申請法人の「登録管理事業」は、直接的には「リビング・ウィル」の登録・管理を行うものであり、患者の意思や専門的知見を踏まえて医師等が医療方針をどう決定するかということは、本来、「リビング・ウィル」の登録・管理とは別の問題である。ところが、上記のような現状において、申請事業を公益目的事業として認めることは、延命措置の中止等の判断に係る様々な要素の一部についてのみ国が積極的評価を与えたと認識され、医療に係る判断に大きな影響を与える（例えば、申請法人の事業において登録された「患者の意思」により重きが置かれ、延命措置の中止等を判断する方向に誘引する等）可能性が高まると考えられる。

しかし、上述のような現状では、医師等が、「リビング・ウィル」の内容に沿った延命措置の中止等を求められ、それに従い又はそれを尊重して一定の行為を行った場合、当該医師等は、自身がとった行動につき刑事を含む法律上の責任を問われかねない。そのため、申請事業を公益目的事業として認めることにより、医師等がそのような法律上不安定な立場に置かれるケースが増加するのではないかという懸念を払拭することができない。

５　結論

以上のとおり、終末期医療をめぐる現在の法的、社会的環境を踏まえて考えると、申請法人の「公１」事業を公益目的事業として認めるという判断を導くことは難しい。「公１」事業は法人の申請する唯一の公益目的事業であるため、この結果として、申請法人は、認定法第５条第１号（公益目的事業を行うことが主たる目的であること）及び第８号（公益目的事業比率が百分の五十以上であること）に掲げる基準に適合すると認めることができないこととなり、本件申請については、公益認定をしないこととすることが相当であるとせざるを得ない。

2　医師等が延命措置の中止等の措置を講じ、その結果として患者が死亡するに至った場合、患者本人や家族の意見がどうであったか、患者の状態がどのような段階であったかの評価によっては、その行為が刑法（明治４０年法律第４５号）上の殺人罪等に問われ、あるいは民事上、行政上の責任を問われる可能性がある。